

入札参加要領		
入札参加資格		<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和5年2月7日（火）午後5時00分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和5年2月10日（金）午後3時00分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 本部ビル</p> <p>〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p>
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	下記「問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和5年2月7日（火）午後5時00分まで
問い合わせ先	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 根岸</p> <p>電話：03-5450-8595（平日9:00～17:00）E-mail：h_negishi@setagaya.j.or.jp</p> <p>※仕様内容に関するお問い合わせについては対象事業所に確認後回答いたします</p>	

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

1. 件名 貸与被服購入契約（単価契約）

2. 金額（消費税込み）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

印

仕様書

1 件名 貸与被服の購入 [単価契約]

2 商品及び年間購入予定数

商品名 貸与所属	メーカー／品番 色	予定数／年
ポロシャツ 特養・デイ	ナガイレーベン／FH-2302 オレンジ・ブルー	400
ネームラベル 下地取り付け加工	マジックテープ式下地	390
ネームラベル（刺繍） 特養・デイ	刺繍 5色一式 縦 3 cm×横 7 cm ※事業団マーク、苗字	150
ポロシャツ 訪問介護	ナガイレーベン／CX-2437 アクア・ネイビー	40
ポロシャツ 訪問看護、PT、OT	明石被服興業／UZT470E ネイビー・ピンク	100
スクラブ 訪問看護、PT、OT	ナガイレーベン／CX-3112 パールピンク・ネイビー	80
インドアジャケット 特養・デイ	シーユーピー株式会社／PJ329 ネイビー（男女兼用）	40
パンツ 特養・デイ	シーユーピー株式会社／PP329 ネイビー（男女兼用）	200

※ 予定数は例年の発注概算数に基づく

3 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（発注日）

4 納品期限 発注日から2週間以内
ただし、欠品等の場合は別途協議する

5 納品場所 指定する事業所 ※別紙一覧のとおり

6 支払方法 納品検査終了後、納品先所属へ請求書を送付、
指定口座に振り込み、振込手数料は業者負担とする

7 その他 (1) 1回の発注数は1点からとする
(2) 令和5年4月から8月の間に発注数が集中する
(3) その他詳細については別途協議する

別紙 事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号
総務課 総務係	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8223
経営企画課 経営企画係	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8595
訪問サービス課 介護統括	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8292
世田谷ホームヘルプサービス	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8292
烏山ホームヘルプサービス	世田谷区粕谷2-23-1	03-5384-7061
訪問サービス課 看護統括	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8807
訪問看護ステーションけやき	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8806
訪問看護ステーション北沢	世田谷区羽根木1-31-21	03-5355-6200
訪問看護ステーションさぎそう	世田谷区中町2-25-17	03-5758-2811
訪問看護ステーション芦花	世田谷区粕谷2-23-1	03-5317-1096
訪問看護ステーション三軒茶屋	世田谷区太子堂2-4-16	03-5779-9085
在宅支援課・デイホーム統括	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8404
デイ・ホーム世田谷	世田谷区世田谷 4-15-3	03-3439-3358
デイ・ホーム太子堂	世田谷区太子堂 5-24-20	03-5486-8254
デイ・ホーム弦巻	世田谷区弦巻 5-13-19	03-5450-2003
デイ・ホーム松原	世田谷区松原 5-17-6	03-3323-2081
在宅支援課 地域包括・介護支援統括	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8404
太子堂地域包括支援センター	世田谷区太子堂2-17-1 2F	03-5486-9726
上町地域包括支援センター	世田谷区世田谷1-23-5 2F	03-5450-3481
北沢地域包括支援センター	世田谷区北沢2-8-18 B1F	03-5478-9101
上北沢地域包括支援センター	世田谷区上北沢4-32-9 1F	03-3306-1511
上祖師谷地域包括支援センター	世田谷区上祖師谷2-7-6 1F	03-5315-5577
松原地域包括支援センター	世田谷区松原5-43-28	03-3323-2511
世田谷一丁目介護保険サービス	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-3482
北沢介護保険サービス	世田谷区羽根木1-31-21 2F	03-6687-0951
芦花介護保険サービス	世田谷区粕谷2-23-1	03-5317-1099
太子堂介護保険サービス	世田谷区太子堂5-24-20	03-5486-7522
特別養護老人ホーム 芦花ホーム	世田谷区粕谷2-23-1	03-5317-1094
デイ・ホーム芦花	世田谷区粕谷2-23-1	03-5317-1091
特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	世田谷区上北沢 1-28-17	03-3306-5155
デイ・ホーム上北沢	世田谷区上北沢1-28-17	03-3306-5166
寿満ホームかみきたざわ	世田谷区上北沢1-32-11	03-6824-9080
福祉人材育成・研修センター	世田谷区松原 6-37-10 保健医療福祉総合プラザ内	03-6379-4280

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。
また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複製し、または複製してはならない。
甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。